

厚生常任委員会記録

令和2年3月10日(火) 於 第2委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前11時36分

○出席委員(7名)

1番 竹内博之委員 2番 成田大介委員 8番 木村隆洋委員
13番 蒔苗博英委員 16番 小田桐慶二委員 20番 石田久委員
27番 宮本隆志委員

○出席理事者(13名)

市民生活部長	三浦直美	市民課長	成田春美
市民課長補佐	葛西正樹	市民生活部理事	加藤裕敏
管財課長	工藤浩	福祉部長	番場邦夫
介護福祉課長	工藤繁志	健康こども部長	外川吉彦
こども家庭課長	佐々木隆史	こども家庭課保育係長	佐藤洋佑
健康増進課参事	熊谷幸一	健康増進課長補佐	佐藤美加
情報システム課長	羽場隆文		

○出席事務局職員(2名)

次長 菊池浩行 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長(蒔苗博英委員) これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案8件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議案第21号 弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案

○委員長(蒔苗博英委員) まず、議案第21号弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長(三浦直美) それでは、私のほうから、議案第21号弘前市印鑑条例の一部を改

正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正等に伴い、成年被後見人についても、特定の要件を満たす場合には印鑑登録を可能とするなど、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正点は、成年被後見人の取扱いに関する部分であります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に施行されました。これを受け、法定代理人が同行し本人が印鑑登録を申請する場合は、被後見人であっても意思能力を有するものとして印鑑登録を可能とするよう国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたため、それに対応するための改正であります。

お手元の新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前の条文となっております。初めに、改正前の第2条第2項を御覧ください。

印鑑登録の資格に関する除外規定であります。第2号として、改正前は「成年被後見人」としておりましたが、改正後は「意思能力を有しない者」に変更いたします。

次に、改正前の第3条第3項、上から3行目を御覧ください。

「記録されている」を左側、改正後の下線部のとおり、「記載がされている」に文言を改めます。

2ページ目の、改正前の第6条第1項第3号を御覧ください。

こちらは、注釈書の部分を削除し、1ページ目の左側、改正後の第3条第3項の「記載」という字句の後ろへ加えることとするものであります。

このほかの改正点であります。2ページ目の、改正前の第5条第4項第2号を御覧ください。

こちらは、登録要件として準禁治産者は登録できないこととなっていることから、不要な表記であり、以前に法改正された際の削除漏れでありますので、今回削除することとしたものであります。

また、第6条第2項の下線部は、字句の見直しをしたものであります。

なお、お手元に、委員の皆様、議案第21号弘前市印鑑条例の一部改正についての概要、成年被後見人制度についてどういうものであるか、それから家庭裁判所での法定後見の開始までの流れ、それから今回の法改正の内容を簡単に記した1枚物の資料を配付しておりますので、これを後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 今回の改正の中で、「成年被後見人」が、今度は「意思能力を有しない者」というふうな形が変わることなのではございますけれども、これは今まで、例えば後見人の方々が、いろいろな事件とか、いろいろな中でこれがちょっと足りなかったということで「意思能力を有しない者」とするものなのか、そこを少しわかりやすくしていただければなど。今までは、やはり認知症とか、いろいろな形の中で、例えば後見人とか、弘前でもいろいろつけているわけですが、それがなぜこういうふうな形になるのか。ちょっと、身近な問題でいけばどうなのかなというところでお答えしていただきたいと思います。

○市民課長補佐（葛西正樹） ただいまの御質疑でございますけれども、今までどおり、後見人の制度というのはそのままございまして、後見人の方に対する印鑑登録の取扱いを改めるというものでございます。

です。これまで、成年被後見人になっておりましたら、無条件で登録することができなかつたというものでございますが、それが仮に成年被後見人であったと、選任というか、登記をされている場合であったとしても、後見人の方が一緒に来て、この方は意思能力がありますよということであれば登録するというふうに改めるものでございますので、これまでどおり、ベースとなる成年被後見人の制度に関しては、運用はそのままであるということでございます。

○委員長（蒔苗博英委員） 石田委員、よろしいですか。

○20番（石田 久委員） 分かったような、分からないような……。

○市民生活部長（三浦直美） 今回の見直しの基本的な考え方についてお話しさせていただきたいと思います。

これは、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきだという考え方があります。そこにある課題といたしましては、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン——社会的包摂となりますが、それを基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に各資格等から排除されることになるということがまず懸念されます。

それから、成年後見制度は財産管理能力に着目した制度でございまして、各資格等において求められる能力とは質的なずれがあるのではないかと。

それから三つ目に、同程度の判断能力であっても、成年後見制度を利用している者のみが各資格等から一律に排除される、ある意味、能力を発揮する機会が失われているのではないかと。

それから四つ目に、欠格条項が数多く存在していることが成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因ともなっているのではないかという課題がありました。

それで、今回の見直しというのは、成年被後見人等であるという理由で一律に資格等から排除する仕組みを改めて、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて個別的・実質的な審査を行う仕組みへと見直すものでありまして、各省庁等所管の資格等において、欠格条項を一括して見直すというものがこの改正の基本的な考え方であるということでございます。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第22号弘前市民会館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（三浦直美） それでは、議案第22号弘前市民会館条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、弘前市民会館の管理運営について市の直営とするため、所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

第3条につきまして、指定管理者に管理を行わせるものとしておりましたが、市の直営とすることに伴い、職員を配置する規定に改めるものであります。

第4条及び第5条につきましては、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めておりましたことから、条文を削除いたします。

第6条から第9条までを第4条から第7条までとし、第7条の次に第8条といたしまして、使用期間の制限につきまして、連続して5日までとする規定を新たに設けるものであります。

第10条から第12条までを第9条から第11条までとし、改正前の第11条第3号におきまして、遵守事項として定めておりました入場券等の発行枚数の限度を収容定員までとする規定を廃止するものでございます。これは、市内の他の文化施設におきましては、収容定員を超えて入場させないこととする規定により対応可能となっていることから、当該施設につきましても同様の取扱いとするものであります。

第13条、利用料金を指定管理者の収入とする規定を削り、新たに第12条として、使用料の取扱いにつきまして定めるものであります。

さらに、第14条から第18条までを第13条から第17条に繰り上げるものであります。

このほか、利用料金制の指定管理者による管理運営から、市の直営による管理運営に移行することに伴い、「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改めるなど、字句を改正しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和2年4月1日とし、さらに経過措置といたしまして、施行期日の前日までに指定管理者がした処分、手続及びその他行為が施行期日以降も効力を有することとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（竹内博之委員） 私から3点、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

今回、直営にすることで、予算書のほうにも施設管理等業務委託料が7032万円計上されていて、まずこの内訳、どこが何を担うのか。企画であったり、清掃であったり、管理であったり、業者を含めたところの詳細と。

あと、予算に関連するところなのですけれども、5000万円ぐらい増額しているのですけれども、その内訳というか、詳細について。

最後、一般質問の中でも今回の直営について質問があったと思うのですけれども、訴訟リスクという言葉が出てまいりました。それで、この訴訟リスクというのは、どこから、何に対する想定リスクなのかという。たしか、答弁の中では想定リスクだと言っていた気がするのですけれども、その部分の詳細をもう一度お願いします。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 今の竹内委員からの質疑でございます。直営に係る委託料、委託の内訳ということでございます。

以前、指定管理料の中に含めていた清掃、警備などの委託につきまして、市が直営で運営することになることから、市が直接委託契約をするもので、合計23業務を想定して、7000万円ということで想定しております。

あと、5000万円の増額の内訳でございます。

指定管理料、以前は約8000万円程度だったと思いますが、その中には、市に入るべき使用料収入につきましては指定管理者の収入としていただいて、使用料を管理運営のほうに回していただくということから、そういう、約5000万円ぐらいの差額になったものでございます。

訴訟リスクにつきましてです。

訴訟リスクにつきましては、不指定の通知を受け取った候補者、今回候補者となった業者から訴訟が提起され、令和元年3回定例会において議案が否決という、結果が取り消された場合、指定管理期間を延長した場合においてはその延長期間が途中で打ち切られる可能性があること、またその結果、現指定管理者や現指定管理者が業務を委託している業者から審査請求や訴訟を提起される可能性などが挙げられます。

要は、市が仮に指定管理の延長をした場合、また今回否決された業者が県に審決ということで、もう1回、考えを改めてもらいたいということで、市のほうにまた投げかけた場合、現指定管理者が期間を延長した場合、また1年間、業務委託などいろいろな契約が発生するわけですので、発生した場合、途中で打ち切られた場合の、打ち切られた業者から訴訟、また指定管理者、審決ということで県のほうに申立てをした候補者が、県のほうで審決を見立てて市に返した場合、いろいろな訴訟のリスクが認められることから、一番訴訟リスクがない直営という方法を判断したものでございます。

○1番（竹内博之委員） 私はさっき、7032万円の内訳、23業務を委託するというお話があったのですけれども、それがどこに対する委託なのかということと、あとは、訴訟リスクのところという、そもそも今回の指定管理の議案というのは、議会の議決があって決定するものだと思うのですけれども、それが今回否決されたから訴訟リスクが発生したということなのですか。もともと、結局、議会の議決案件として、可決されるか、否決されるかというのは、その段階では分からないと思うのですよね。それは、申込みの段階で、そういったところというのは全てクリアになっていなかったということですか。万が一、議会で否決された場合の条項という、正式契約ではないのですよね。議会の可決をもって正式に契約するものだと私は認識しているのですけれども、なので、どこに訴訟リスクがはらんでいるのかというのがちょっと分からなかったのですけども。

○市民生活部理事（加藤裕敏） ただいまの業務委託の内訳ということでございます。

現在、市のほうで、23業務につきまして仕様書等を今検討しているところでございます。詳細な、契約業者につきましては、現在のところはまだそこまで至っていないので、今後、入札になるのか、随意契約になるのか、その辺を検討していきたいと考えております。

訴訟リスクという部分なのですが、先ほども御説明して、説明不足で申し訳ありません。指定管理者候補者について、市のほうで不指定の通知というものを送付しております。これは、あくまでも弘前市が候補者に対して今回、不指定となりましたという行政処分を下したことになります。行政処分を下したことによる訴訟リスクということと、さっき言った指定管理者が延長になった場合、契約された業者が損害を被るということで、訴訟が発生する可能性がある

ということで御説明いたしました。申し訳ありません。

○1番（竹内博之委員） すみません、私も勉強不足で申し訳ないですけども、いわゆる指定管理者の議会の議決が、まず全国的に否決になったことがあるのかということ、今、理事がおっしゃったように、仮に否決になって行政処分が下された後の訴訟リスクを見越して、または訴訟が起こされた事例というのはあったのですか。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 過去に指定管理者が議会において否決された例については、二、三あると伺っております。

もう一つ、訴訟になった例については、そこまでは把握していないので、今現在は不明です。

○20番（石田 久委員） 一つは、第3条に「市民会館に館長その他必要な職員を置く」とありますけれども、具体的にはどのぐらいの職員が配置されるのかというところが1点。

あとそれから、今回は直営ということなのですけども、直営の期間はどれくらいなのか、それが第2点と。

それから、今回、直営であれば、例えば事業内容とか、事業費とか、予算・決算とか細かく、それなんかは議会に提出しなければならないと思うのですけれども、何年か前にやったような覚えがあるのですけれども、今回は直営ということで議会にかけられて、そういう形で行うのか、その辺についてちょっとお答えしていただきたいと思っています。

それと、やはり市民会館は長年にわたって弘前の、地域の中心、文化の拠点であるということで、かなり期待される場所があるわけですけども、その辺については、条例で定めるところにより、運営委員とか、あるいは審査会が設置されるのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○市民生活部理事（加藤裕敏） 石田委員の御質疑にお答えいたします。

職員につきましては、担当課のほうで想定している人数につきましては、館長を含めて6名ということで想定しております。

直営の期間は決まっているのか、またいつまでかという御質疑でございます。

市民会館におけるこれまでの指定管理者制度の検証や、利用者の皆様からの御意見などを十分に検討する必要があることから、期間については今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

直営における事業内容でございます。

直営につきましては、今回、予算案ということで、市民会館の費用ということで計上しており、自主事業につきましては、その予算の中で様々、何ができるか検討してまいりたいと考えております。

直営に係る審議会、審査会みたいなものの設置でございます。

期間がまだ不明でありますので、その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

○8番（木村隆洋委員） 今回の議案第22号、昨年の12月議会で指定管理の提案が否決されて、今回、直営にする、戻すという条例案だと思っております。

ちょっと1点だけお伺いしたいのですが、昨年の12月、この指定管理の部分が常任委員会でも否決されて、本会議でも否決されたという中で、今回の一般質問等でも出ているのですが、指定管理者制度の根本というのは、指定管理者制度の導入に係る方針、この基本方針に基づいてそれぞれの指定管理の募集要項をつくっていくという議論がずっとあったと思っています。それで今回、前議会のときに、6番目の指定管理者の事業者の範囲というところの、例えばただし書以降を、市民会館のほうに市民サービスを広げていくのだということで入れたのだとい

う答弁もありました。片や、委員会等でも、一方で、市民会館にはそれを入れるのだけれども、市民会館以外には適用するわけではないですという。でも、議会、委員会の中で、いや、それを適用するか・しないかというのは、これから変わるのではないかという議論もあったと思っています。

それで今回、弘前市の指定管理者制度の導入に係る方針というのは3ページで、さらっと書いているものなのですよ。全国的な事例を見ると、ちょっと人口規模が全然違うのであれなのですけれども、横浜市の指定管理者のガイドラインというのが、52ページにわたって非常に細部まで決められております。先ほど、竹内委員から質疑があった、議会が否決した場合、どうするのかというのが全て規定されています。「議決による不指定の場合、その場合は、次点候補者がいる場合にはその団体を候補者として議会に諮るのか、又は不指定通知を行った上で再度公募・選定手続を行うのか、手順を事前に定めておく必要がある」と。それで、先ほどの訴訟リスクの部分も、理事がおっしゃった不指定通知の部分に関してもきちんと、「一種の行政処分であるが、「議会の議決を経て行われるべきものとされている処分」に該当する(行政不服審査法第4条第1項第3号)ため、不服申し立ての対象とはならず、本市は一切の損失の補償等を行う責を負わない」という、もう規定してしまっているという意味では、逆に細部まで決めているものもあります、全国の実例の中では。

そういった意味では、今回の弘前の基本方針自体が、やはりもうちょっと、いろいろな意味で厚みを持たせて、細部まで決めていく必要があるのではないかなと。そうしないと、今回の、それぞれの募集要項になったときに、こっちは適用しますけれどもこっちは適用しませんみたいなことがもしあって、今後のことも含めて、そういった意味では、基本方針がもっと厚みがあって、細部の、誰がこれを見ても基本方針で分かるなど。解釈論ではないですけれども、考え方が基本方針にのっとっているから、みんなが分かるなどという意味では、基本方針にもっと厚みを持たせて、細部までつくっていく必要があるのではないかなと思っているのですが、その辺の考え方をお伺いできればと思います。

○管財課長(工藤 浩) 昨年の12月の議会後、指定管理者制度を所管する財務部管財課におきまして、他の自治体における指定管理者の事業所の範囲等を含めた応募要件の調査などを行っております。実際には、青森市ですとか八戸市などの状況を調査させていただいておりますけれども、例えば青森市の場合ですと、青森市内に事務所等の活動拠点を有することを基本とし、各施設の性格や機能を考慮して個々に定めていると。なお、要件を盛り込む際は、いたずらに応募者が制限されないよう、合理的な理由に基づき慎重に行うこととしております。また、八戸市の場合ですと、市内に本社、本部等を有している団体に十分な業務遂行能力が認められ、かつ複数の団体による競争が確保されると見込まれる施設については、市内団体に限定して公募ができるとのことです。なお、市内団体に限定せず公募を行う場合は、市内団体に加点するものとしておりました。

このように、青森市ですとか八戸市、さらに弘前市も含めまして、各自治体で様々な状況ということではございますけれども、当市におきましても引き続き、指定管理者の目的であります市民サービスの向上、経費の削減、地元事業者の育成、地域経済の活性化、雇用の場の確保など、様々な面から検証していきたいというふうに考えておきまして、今後、見直しを検討していきたいということではございますけれども、その内容、ボリューム等につきましては今後慎重に、他市の状況も見ながら検討していきたいと考えております。それで今、御案内のありました横浜市の例なんかも今後参考にしていければいいのかなというふうに考えておきま

す。

○8番（木村隆洋議員） 今回、こういう、いろいろ、12月議会で否決されたという部分も含めて、決してこれをマイナスにするのではなくて、こういう問題点というか、我々、否決した人の考え方とかということも、いろいろなところで、それこそ市をよりよい、これからの指定管理ということを考えていくときに、やはり本当に大きい柱というのが必要だと思うのですよね。

それで、今までの、昨日の工藤議員の質問でも、8回改訂があったという話も出ていますが、弘前市の場合、平成18年に策定して、横浜市の場合のやつは平成21年なのですよね。それで、12回改訂してという中で、そういう意味では、今回起きたことを踏まえて、いろいろな意味で細部まで、これから人も減っていく中でというところの指定管理の在り方というのを、みんなできっぱり、いい方向性に向けて土台をつくっていくというのが非常に、多分大事だと思いますので、その部分、県内もそうですけれども、全国で先駆けている市を参考にさせていただければと。これ、要望でお願いいたします。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第23号 弘前市岩木ふれあいセンター条例を廃止する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第23号弘前市岩木ふれあいセンター条例を廃止する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（番場邦夫） それでは、議案第23号弘前市岩木ふれあいセンター条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、介護福祉課所管の弘前市岩木ふれあいセンターを廃止しようとするものであります。

本条例案の内容を御説明いたしますので、資料を御覧ください。

本施設は、老朽化のため廃止した旧岩木町老人福祉センターの代替施設として、国民宿舎いわき荘の内部に和室とヒバ風呂を整備し、平成14年度に世代間交流を目的とする福祉施設として開設され、管理運営は開設当初から岩木振興公社が行い、現在は同法人が指定管理者となつ

ております。

配付資料の図面を御覧ください。

図面の青で囲ってある部分が岩木総合交流ターミナル、緑で囲っている部分が国民宿舎いわき荘、そしてピンクで囲ってある部分の和室とヒバ風呂が岩木ふれあいセンターであります。

配付資料の1枚目に戻って、項目の2を御覧ください。

このように、いわき荘という建物は、介護福祉課が所管する岩木ふれあいセンターと観光課が所管する国民宿舎いわき荘及び岩木総合交流ターミナルの三つの施設で構成され、いずれも岩木振興公社が指定管理者となっております。

今般、岩木ふれあいセンターを廃止する理由といたしましては、一つ目として、もともと世代間交流を目的とした施設であります。利用状況を見ますと、主に利用料金を減免する事業の対象者である岩木・相馬地区の一部の老人クラブが温泉に入り和室で休憩するというのが実際の状況であり、この状況はいわき荘における日帰り入浴の利用実態と変わらないものであります。

二つ目として、岩木ふれあいセンターは、施設としてはいわき荘の建物内に存在しているため、仮にこの状態で指定管理者が岩木振興公社以外になれば、あらゆる面において混乱が生じる可能性が高いものであります。

以上のことを踏まえ、岩木ふれあいセンターを廃止し、現在、岩木ふれあいセンターの施設となっている和室とヒバ風呂については、いわき荘の指定管理による施設管理に一本化しようとするものであります。

次に、2ページ目を御覧ください。

代替事業についてであります。本施設で高齢者福祉の増進を図ることを目的に実施している岩木・相馬地区の一部の老人クラブを対象とした利用料金の減免事業は引き続き、これまでどおり事業を継続できるものであります。したがって、条例は廃止となりますが、ヒバ風呂や和室が使えなくなるというわけではなく、利用している方々から見れば、引き続き変わらず御利用いただけることになるものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第24号 弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第24号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（番場邦夫） 議案第24号弘前市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、低所得者に係る介護保険料について一層の軽減を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容を配付資料で御説明いたしますので、資料1を御覧ください。

まず、改正理由について御説明いたします。

低所得者の介護保険料については、消費税による公費を投入して軽減強化を行う仕組みが設けられ、基準額に、所得段階に応じて軽減した後の割合を乗じて算定することができることとなっており、令和元年10月から消費税率の引上げが行われたことから、当市の令和元年度における保険料につきましては、国の取扱いに倣い、令和2年度以降の軽減幅の半分の水準に設定し、軽減しているところであります。

今般、国において令和2年度の保険料軽減強化に係る関係政令の一部改正を行う予定であることから、当市の条例についても所要の改正を行い、低所得者に係る介護保険料の一層の軽減を図ろうとするものであります。

次に、改正内容といたしましては、令和2年度における低所得者の介護保険料について、軽減後の割合として、国が示している軽減後の標準割合を用いて算定した介護保険料を規定しようとするものであります。

それでは、お手元の資料2を御覧ください。左側が現行の額で、右側が令和2年度の額を表にしたものであります。

低所得者の令和2年度介護保険料の年額につきましては、第1号被保険者が第1段階に該当する場合、現行の2万8910円を2万3310円に、第2段階に該当する場合、現行の4万3900円を3万8850円に、第3段階に該当する場合、現行の5万5940円を5万4390円に減額して規定しようとするものであります。

軽減対象見込者数につきましては、第1段階を1万4072人、第2段階を4,695人、第3段階を3,782人と見込んでおります。

それでは、お手元の資料3の新旧対照表を御覧ください。

第2条の改正は、令和2年度における軽減後の保険料率を規定し、また同条において文言の整理をしたものであります。

次に、附則として、本条例の施行期日につきましては、規則で定める日からとするものでございます。

最後に、経過措置につきましては、本条例による改正後の保険料の額は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 今回の議案第24号の介護保険条例の一部改正なのですけれども、低所得者に対する軽減ということなのですけれども、これは令和2年度だけで終わるのかどうか、そのところが1点です。それで、去年、消費税が10%になったわけなのですけれども、例えば10月か

ら、今現在の3月までは前のとおりで、来年度——2020年度で、これが1年間だけの軽減を示しているのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○介護福祉課長（工藤繁志） 軽減が令和2年度だけで終わるのかということですが、これは引き続き、令和3年、4年というふうに続けていきたいというふうに考えております。

○20番（石田 久委員） 今の答弁ですと、2年、3年、4年とか、引き続きやるということなのですが、2021年度からは第8期の介護保険がスタートするわけですが、そこでまた新たな保険料が、第1段階から何段階とかとなるわけですが、それも減額するという意味なのか、その辺はどうなのかというところだけお聞きしたいと思います。

○介護福祉課長（工藤繁志） 第8期の介護保険料、いわゆる令和3年度からの保険料ですが、それは今、来年度において審議会も含めて検討していくという形になりますけれども、減免がとりあえずは、今の資料の2の、令和2年度の軽減後の割合、第1段階は0.3、第2段階は0.5、第3段階は0.7というのは引き続き、第8期においてもやっていきたいと思っております。

○16番（小田桐慶二委員） ちょっと言葉尻を捉えるようですが、これは、いわゆる国の制度に倣ってこの軽減割合も決まってくるわけですね。弘前市独自でやっているものではないですね。

今、石田委員の質疑で、今後、これからこれも続けていくのかということに対して、続けていきたいという答え方なのですが、これは続けていくということですね。ちょっとニュアンスが違うと思うので。

○介護福祉課長（工藤繁志） 続けていきます、はい。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第26号 弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第26号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（外川吉彦） 議案第26号弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料で御説明いたしますので、配付の資料1を御覧ください。

初めに、弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について御説明申し上げます。

児童福祉法に規定される家庭的保育事業等とは、資料に記載のとおり、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の四つの事業となっております。この家庭的保育事業等の実施に当たっては、児童福祉法の規定により市町村が実施主体とされており、市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う場合には市町村の認可を受けることとされております。本条例は、本市において家庭的保育事業等を市以外の者が行うに当たっての認可基準を定めたものとなっております、その内容につきましては国基準に準じて定めることとされております。

次に、資料2を御覧ください。資料2は、今回の条例案の概要となっております。

1、改正の概要を御覧ください。

家庭的保育事業等は、保育所などと同様、保育を必要とする児童の受け皿となる事業の一つであります。本市におきましては、近年の少子化傾向から、新たな保育施設の設置等を行わず、既存の認可保育所等の定員の調整や施設整備を進めることで確保することとしております。このことから、市の認可を必要とする家庭的保育事業等につきましては、これまで実施を見送ってきておりますが、市では今後、事業を実施することとなった場合に備えまして、国基準の改正等に合わせ、これまでも関係規定を整備してきております。

今回の改正案につきましても、市では事業自体を実施するものではありませんが、国基準において家庭的保育事業者等が行う連携施設の確保や食事の提供等に関して一部改正がなされたことから、これまで同様、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

2、主な改正の内容を御覧ください。改正内容は、大きく二つございます。

一つは、連携施設の確保義務の緩和措置といたしまして、原則、ゼロ歳から2歳児への保育の提供を行う家庭的保育事業者等が卒園後の児童の受皿となる連携施設に企業主導型保育施設及び一部条件を満たす認可外保育施設を追加するほか、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年から10年に延長するなどの規定を設けるものであります。

二つ目は、食事の提供に関する要件の緩和措置として、居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者についても、居宅で行う場合と同様に自園調理の原則の適用を猶予する経過措置を10年間とする規定を設けるものであります。

次に、資料3を御覧ください。

資料3は、主な改正内容の部分に関して、改正前後を比較したものとなっておりますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） まず、家庭的保育事業等ということで、先ほどの部長の説明では、弘前ではまだないということで、これから、あれば認可するというような形ですけれども、この市町村による認可とは、どういう条件を満たせば認可されるのか。小規模保育のところは見た

ことがあるのですけれども、それから事業所内保育のほうも1カ所だけ弘前で、ら.ら.ら.かな、やっているのですけれども、この家庭的保育事業についてはどういう認可が必要なのか、具体的にちょっとお答えしていただければと思っています。

○こども家庭課保育係長（佐藤洋佑） 家庭的保育事業の具体的な認可の基準ということでございます。

家庭的保育事業の認可基準は、今回上程いたしました条例の中に含まれているのですが、主なものとしたしましては、保育所などの児童福祉施設と同じ、例えば一般原則としての、児童への人権配慮の部分であるとか、あとは非常災害対策とか衛生管理、こういった一般原則の部分に加えまして、四つの事業ごとに保育士の配置基準、あとは設備の規模、あと保育時間、そういったものが細かに定められているものであります。

○20番（石田 久委員） 今、保育とか、施設とか、時間とかというお話があったのですが、ここを見ると、定員5人以下で自宅等で行う保育ということなので、これイメージがちょっと湧かない。もし自宅で受けたときに、どういうイメージになるのか。例えば、時間とか施設とか、自宅なのでいろいろな基準とかがあると思うのですが、その辺をもう少し膨らませてお願いしたいと思います。

○こども家庭課保育係長（佐藤洋佑） 詳しい基準ということで御説明させていただきます。

例えば、家庭的保育事業等のうちの一つの家庭的保育事業、これ言葉が似ているのですが、家庭的保育事業に関しては利用定員を1人から5人と定めています。そして、居宅の中でやるという形でイメージ、言葉としては、ベビーシッターのようなイメージを抱いていただければよろしいかと思えます。それが家庭的保育者、保育する方の自宅の中で受けるということになります。

逆にもう一つ、居宅訪問型保育事業というのがあるのですが、これは逆に子供を預けるお子さんの自宅で保育を行うという形になっています。

もう一つ、あとは、小規模保育事業に関しましては3種類ございます。3種類の中で、小規模保育事業A、B、Cと三つの基準があります。この中で、AとBとCの違いとなるのが、設備のほうはほぼ一緒なのですが、一番の違いは保育士の配置基準が違います。小規模保育事業A型と呼ばれるものは、保育士の配置基準が保育所の配置基準、例えばゼロ歳児であれば子供3人に対して1人、1・2歳児に対しては6人に1人となっております。その保育基準を満たした上で、プラス1名の保育士を配置するという形の基準になっています。B型のほうが、保育士の職員数の配置基準は同じなのですが、緩和措置として、その中で2分の1だけ、保育士資格を持っている人を2分の1だけ置けば大丈夫と。ただし、その2分の1以外の人は保育経験を有するとか、そういった専門の研修を受けている、保育士資格でなくても別な資格で対応できる職員を置けるというところになっています。C型といいますのが、これがB型よりもちょっと基準が低くて、保育士の配置基準は3分の1という形になっています。

事業所内保育事業につきましては、これは定員規模が大体保育所と同じ、事業所の中でやりますので、規模的には保育所に近い形になるのですが、こちらのほうの基準が、保育士の配置基準に関しては保育所と一緒に、設備基準については小規模保育の設備基準と大体同じというような形になっています。

○20番（石田 久委員） やはりベビーシッターとか、いろいろな形でいけば、全国的に、例えば子供がうつ伏せになって亡くなるとか、いろいろな事件が日本でもあって、それで今緩和されて、措置だというふうに言われれば、ますます危ないのかなと思うのですが、そうい

うのもちょっと危惧するわけですが、今の家庭的保育事業等については分かりました。

そこだけはちょっと、ベビーシッターのところとか、その基準が緩和されたところの中で子供が、そういうのがないようにしていただきたいと思って、終わります。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第25号 弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 次に、議案第25号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（外川吉彦） 議案第25号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料で御説明いたしますので、資料の1を御覧ください。

初めに、弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法において、都道府県等の認可を受けた保育所、幼稚園、認定こども園を総称して教育・保育施設と定義しております。また、先ほど議案第26号で御説明いたしました市町村の認可を受けて行う家庭的保育事業等を地域型保育事業と定義しております。

教育・保育施設及び地域型事業を行う者は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が定める運営に関する基準を満たすということを、確認を受けることで特定教育・保育施設または特定地域型保育事業と定義され、施設型の給付費または地域型保育給付費と呼ばれる児童の保育等に要する費用、いわゆる運営費を市町村から支給されることとなります。

本条例は、本市が運営費支給に当たって確認する運営基準を定めたものとなっており、その内容につきましては国基準に準じて定めることとされております。

次に、資料の2を御覧ください。資料2は、今回の条例案の概要となっております。

1、改正の概要を御覧ください。

本条例案は、市が運営基準を定めるに当たって準じることとされている国基準において、特定地域型保育事業者が行うこととされている連携施設の確保や、幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、食事の提供に関する費用の取扱い等に関して一部改正がなされたことから、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

2の主な改正の内容を御覧ください。改正内容は、大きく二つございます。

一つは、連携施設の確保義務の緩和措置として、特定地域型保育事業者が確保することとされている連携施設に関する規定について、やむを得ない事情により代替保育を行う連携施設に小規模保育事業と事業所内保育事業を加えることや、卒園後の受け皿の提供に係る連携施設に企業主導型保育施設及び一部条件を満たす認可外保育施設を追加するほか、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年から10年に延長するなどの規定を設けるものであります。

二つ目が、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供費用の取扱いの変更に関する改正で、施設や事業者が保護者から受領できる利用者負担額、いわゆる保育料の徴収範囲から無償化対象者を除外することや、保護者から実費徴収可能な費用に3歳以上の保育の認定を受けた子供の副食費用を加えるほか、支給認定を教育・保育認定に改めるなど、所要の改正をするものであります。

次に、資料3を御覧ください。

資料3は、主な改正内容の部分に関して、改正前後を比較したものとなっておりますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○20番（石田 久委員） 特定地域型保育事業についてなのですけれども、やはり、今回、先ほどの説明でいくと基準緩和ということで、連携施設の確保の経過措置が5年から10年ということなのですけれども、これは例えば、国がやることなのであれですけれども、5年から10年に延ばしたという主な理由というのは何なのか、その辺についてお答えしていただければと思っています。

○こども家庭課長（佐々木隆史） この延長につきましては、まず最初に、経過措置として、今年度末、今月の31日までを5年間として一応、最初、経過措置として設けたのです。ですけれども、それに基づいてといいますか、連携に関する手続とか、その辺の準備が進まないという状況の中で、国では5年を10年、あと5年延ばすというような形の経過措置を設けたことによって、うちのほうの条例についても5年間延ばすというような手続をしたというものでございます。

○健康こども部長（外川吉彦） 補足で説明いたします。

当市の中においては余り、それほど問題に、事業自体はやっていないので問題にはならないものでありますけれども、全国的に見ると、まだ待機児童など多く発生している地域もございまして、そうした子供たちのために、保育を行う場所を確保するために、事業を進めるために、経過措置の5年間というのを10年間に延ばしまして事業を進めようとする考え方だというふうに思っております。

○20番（石田 久委員） やはりこの、何か介護保険と似ているなと思っているのは、介護保険制度と、市町村がやるということが、地域型保育事業というのはかなり、ベビーシッターとか、いろいろな形でやるとなると、かなり条件が、保育所とかと違って条件が悪いところ——悪いところという言い方は変ですけれども、そういうようなところの中で、これが5年から10年になるということになると、緩和されて、そこをなじませるためにもうちょっと緩和してやるのかなというふうに思うのですけれども、やはり危惧するのは、もうちょっと基準を上げて、そこできちんと保育ができるのだったらまだいいのですけれども、ここの小規模保育事

業とか家庭的保育事業の地域型保育事業とかは、施設の基準とか、それからそういう保育士の状況が、先ほど半分でもいいとか、そうすると資格がない人がいた場合に、そういうところに行ったときに大変になる。今でもそういう事件が起きているわけですが、そういう中で保育の質がちゃんと、保障というか、担保されているのかどうかというところがちょっと気になるのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○こども家庭課保育係長（佐藤洋佑） 保育の中身ということの、質の問題ということで伺いました。

今、市のほうで、家庭的保育事業等に関しましても、特定教育・保育施設の確認基準にいたしましても、国が定めた基準に基づいて条例制定することとされておりますので、それに基づいた中身、それに従って定めているところであります。

それで、この条例の基になる国の基準におきましても、全国的に待機児童だとかが発生している受皿をやはり整備しなければいけないという考えの中で、やはり保育所とか、あと児童福祉施設を設置するという事は、やっぱりその基準からハードルが高いというところもあります。そして、保育士不足というところも、問題もありますので、なかなか、受皿の整備を進めるに当たっては様々な基準の問題がありました。その辺を受けまして、質の低下というところで、保育基準を基準にすると質の低下とかは見られますけれども、国が定めた最低基準と呼ばれるところは、一定程度の基準を定めた上での基準になっていますので、そこまでの質の低下と、例えばニュースとかではいろいろ問題は出ますけれども、そこまで、質の低下になるような基準にはなっておりませんので、その辺は御理解いただければと思います。

○16番（小田桐慶二委員） もうちょっと分かりやすく説明してほしいのですけれども、資料2の(2)幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供費用の取扱いの変更というところです。まず、③は用語の整理なのであれですけれども、①、②についてちょっと具体的に、分かりやすい説明をもう一度、すみませんけれどもお願いしたいです。

○こども家庭課保育係長（佐藤洋佑） 改正内容の、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供費用の取扱いというところがございます。

今回、10月から幼児教育・保育の無償化というものが始まりまして、保育料の無償化に伴いまして、保育料が無償化になる代わりに食事に関する副食費が、施設のほうに保護者が直接払ってくださいという制度に変わりました。それを受けまして、この運営基準は、例えば保育料を施設が受け取る時に、受け取りました、それに対して領収書を発行しますとか、そういった本当に細かい中身のところになっています。それに加えて、副食費に関しましても、副食費は3歳以上の方から取ってもいいですと。取った場合には、しっかり幾らもらってどういうものになったのかという中身も示した上で領収書とかを発行してくださいというような運営基準が定められています。

それで、その無償化の中身を踏まえまして、例えば①であれば、今までは1号認定、教育を希望する方とかからも保育料の受領を施設が直接行うことになっていましたので、1号認定と呼ばれる教育の方と3歳以上の2号認定と呼ばれる方の保育料に関しても受領することができたので、受領することができるというのが運営規程に定められていました。今回、無償化になったことによって受領できませんので、受領できるという範囲から除外したという改正になっています。

○委員長（蒔苗博英委員） 小田桐委員、よろしいですか。

○16番（小田桐慶二委員） 何となく分かったような。

○こども家庭課保育係長（佐藤洋佑） 取れるという規定に今まではなっていたのですけれども、子ども・子育て支援法上、取れなくなったので、取れるという規定を抜いたと。法律に合わせてこの運営規程も変えたという形で認識していただければと思います。

あともう一つ、副食費に関しても同様で、今まで施設のほうで実費徴収できる費目というのがあるのですけれども、その中には日用品であるとか文房具、あとはバス代だとか、実費に係る徴収ができる種類があったのですけれども、その中に、施設が直接徴収できるものの中に副食費が含まれたというところで、これが含まれることによって施設が直接、保護者から副食費のやり取りができるという規定になっております。

○16番（小田桐慶二委員） わかりました。

そうすると、無償化自体は、去年の10月からもうスタートしたわけですよね。では、これまでの期間、今、この条例改正が出てきたわけで、これまではどういう対応になっていたわけですか。

○こども家庭課保育係長（佐藤洋佑） 市の基準の条例改正は今回なのですけれども、この大本となる国の基準——特定教育・保育施設運営基準というものがあるのですけれども、大本の運営基準が改正になった中に、附則の中に、10月1日から1年間はこの国の基準を市町村が条例を定めたものとしてみなすという附則の規定が設けられておりましたので、極端な話、去年の10月から今年の9月30日までは国の基準を条例とみなして運営できるというところでありまして、

なので、今回、条例改正案を上程させてもらったのですけれども、いずれ改正は必要になってきますので、今回上程させていただいたものであります。

○2番（成田大介委員） 今の小田桐委員の話ともちょっとかぶるところがあるのですけれども、資料3の(2)、2号認定の副食費も徴収できるようになりましたよというようなことになったということになるのでしょうかけれども、これによって、先日、一般質問の中では4,500円の副食費というような話を聞いていたのですけれども、それを全部徴収できるということなのか。それとも、そこから上がったものに関して、4,500円以上のものに関して差額を徴収できるということなのか。

○こども家庭課保育係長（佐藤洋佑） 施設が副食費に関しまして徴収できるというのは、副食費に関しましては、4,500円というのは、あくまで国が今、副食費を徴収するに当たって、施設のほうでも料金設定はどのぐらいなのかという話に、全国的になっていました。その中で、国がそれを受けて、一応目安として4,500円というのを設定しております。

なので、4,500円を目安に徴収可能なのですけれども、例えば園によっては4,500円を超えてそれ以上に、何か上乘せした食事を提供している場合もあります。なので、ここに関しましては、施設と保護者の同意の上で、例えば5,000円と設定するのであれば5,000円でも可能ですし、6,000円であれば6,000円というところでありまして、

ただ、4,500円と設定した中で、例えば3,000円とした施設があったとします。これも3,000円でやり取りは可能なのですけれども、ただし、提供する食事の内容については4,500円の質を保ったものを必ず提供してくださいということになっていきますので、料金的には保護者と施設のやり取りで、極端な話、自由にやり取りは可能なのですけれども、中身としてはその基準の質を保った状態で提供してくださいということになっていきます。

○2番（成田大介委員） ごめんなさい、私がちょっと勘違いをしていたかもしれないのですが、今の改正で副食費が徴収できるようになったと。それ以前は、徴収をする・しないのところは、保護者に対して実費が発生しないような形だった、そういう説明だったような気がしたのです

けれども、これは、改正後には副食費が実費徴収ですよと、ただし市民税の所得割が以下の方が対象ですよというような認識でよろしいですか。

○**こども家庭課保育係長（佐藤洋佑）** この無償化が始まって副食費が実費徴収になる以前は、保育所を利用される方は保育料を支払っていましたので、その保育料の中に副食費が全て含まれた状態で、なので必然的に保育料を経由して食事を提供していたと。これは実質的に、今は保育料が無償化になったのですけれども、実質的には、今までも保護者は保育料を経由して副食費は払っていたというところです。

だから、保育料を無償化することによって払っていた副食費まで下がってしまうというところがあったので、その部分が実費徴収として残ったという形になっています。

○**27番（宮本隆志委員）** 一つだけ確認しますが、今のこの件か、度忘れしたけれども、保育研究会のほうから役所のほうに、要望とか何か出ていませんでしたか。いや、出ていなければそれでいいのだけれども。出ているか・出ていないか。

○**健康こども部長（外川吉彦）** いろいろ、実費徴収の事務手数ということでお話が出ているやには聞いていますが、今のところ直接、要望とかは何ってございません。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○**委員長（蒔苗博英委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（蒔苗博英委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（蒔苗博英委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（蒔苗博英委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第27号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

○**委員長（蒔苗博英委員）** 次に、議案第27号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○**健康こども部長（外川吉彦）** 議案第27号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、弘前市たばこの健康被害防止対策協議会を廃止するため、所要の改正をするものです。

改正の内容といたしましては、当該条例の別表1、市長の附属機関の表から、弘前市たばこ

の健康被害防止対策協議会の項を削ろうとするものであります。

附則といたしまして、施行期日は交付の日からとし、あわせて弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の第1条、別表第2及び別表第3から「たばこの健康被害防止対策協議会の委員」を削ろうとするものです。

次に、弘前市たばこの健康被害防止対策協議会の概要と改正理由について御説明いたします。

市では、たばこの健康被害防止対策事業の一環として、市民、行政、関係団体が一体となって取り組む弘前市たばこの健康被害防止対策の指針の策定やその推進に関する提言をしていただくことを主な目的として、平成27年11月に本協議会を附属機関として設置し意見を聴取してまいりました。

資料1を御覧ください。

委員の構成は、学識経験のある者、保健・医療関係者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員、公募による市民で、定数は12人以内、任期は2年となっており、委員の職・氏名については資料1のとおりであります。

主な実績であります、資料2を御覧ください。

平成28年8月に指針を策定、平成29年3月には指針を実現するための防止対策に係る行動計画を策定し、設定した目標に向け取組を行ってきたところであります。

一方、市では、市民の健康増進を図る総合的な計画として、弘前市健康増進計画「健康ひろさき21」を策定しており、その中には喫煙に関する取組も規定されております。

平成30年度に健康ひろさき21の第2次計画の中間評価及び改定、今後の取組事項の検討に当たり、平成30年7月に弘前市健康づくり推進審議会を附属機関として設置いたしました。

健康ひろさき21の改定に当たっては、弘前市たばこの健康被害防止対策協議会から出された喫煙に対する課題も取り入れ、指針や行動計画との整合を図りながら、弘前市における全体の取組として令和元年12月に改定を行い、今後は、喫煙に関する取組の評価や推進についても、他の健康課題とともに同審議会で協議することといたしました。

また、健康増進法が改正され、令和元年7月には学校や病院、児童福祉施設、行政機関などの公的機関を中心とした施設、令和2年4月には全ての施設が原則屋内禁煙となることから、一定の役割を達成したと考え、弘前市たばこの健康被害防止対策協議会は廃止しようとしたものであります。

なお、同協議会の廃止につきましては、令和元年12月に開催した協議会において委員の了承を得たものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入替え]

弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
議案第28号 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例案

○委員長（蒔苗博英委員） 最後に、議案第28号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（外川吉彦） 議案第28号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

配付資料の1、改正理由を御覧ください。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、ひろさき子育て世代包括支援センターの事業の実施において、特定個人情報を庁内連携により取得可能とするなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正内容を御覧ください。

初めに、別表第1の3の項及び別表第2の3の項の改正内容について御説明申し上げます。

弘前市へき地保育所条例を廃止する条例の施行に伴い、本市が設置するへき地保育所である笹館保育所が令和2年4月1日をもって廃止となることから、本条例で定める個人番号の利用事務の範囲からへき地保育所に関する事項を削除しようとするものであります。

2ページ目を御覧ください。

次に、別表第2の25の項の改正内容について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、これまで市町村長がその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるとされていた母子保健法による保健指導、新生児訪問指導、健康診査等の実施に関する事務に母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務が追加されました。

これに伴い、条例別表第2を改正し、母子健康包括支援センターの事業、本市においては、ひろさき子育て世代包括支援センターの事業の実施に当たっても、母子保健法による他の業務と同様、必要な限度において市民税に関する情報、住民票に関する情報、生活保護に関する情報を取得可能とするため、所要の改正をしようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（蒔苗博英委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（小田桐慶二委員） 確認です。

子育て世代包括支援センターの様々な業務において、要はマイナンバーを使って相談に来られた住民の情報を取得できるということなのですね。そういうことなのですね。

○健康こども部長（外川吉彦） 委員のおっしゃるとおりであります。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○20番（石田 久委員） 母子健康包括支援センターの事業の実施とあるのですけれども、具体的に弘前でいけばどこにあるのか。子育て世代包括支援センターはわかるのですけれども、母子健康というのは保健センターのほうにあるのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいなと思っています。

それと今、ちょっと関連するのですけれども、個人情報、マイナンバーなのですけれども、もしこれがなった場合に、どこまでの情報が一括してなるのでしょうか。ここでいくと、市民税とか、住民票とかいろいろ書いていますけれども、具体的にどういうふうな形になるのかお答えしていただきたいと思います。

○健康増進課長補佐（佐藤美加） まず、母子健康包括支援センターなのですけれども、ヒロロにあります子育て世代包括支援センターのことになります。そこで扱う事務を今回追加するということになります。

あと、もう一つの質疑の、市民税や住民票、生活保護に関する情報というところだったのですが、そのあたりは、世帯の構成だったり、住民税の課税状況だったり、収入、あとは生活保護の受給の有無があるかどうかというあたりを情報として得ようとするものであります。

○20番（石田 久委員） 今の、2番目のところであります。

世帯の収入とか、いろいろ把握するのはいいのですけれども、何というのですか、そこまで全部、マイナンバーの関係になると、例えば保育料を払っていないとか、例えばですよ。そうすると、これでいくと全部分かるわけですよ。あるのにお金を払っていないとか、例えば、極端な話ですけれども、そういうような形で収入とか、それを含めてみんな把握するということになるんじゃないかなと思うのですけれども、これをやるということですね。

○健康増進課長補佐（佐藤美加） 必要なケースに応じてということになるので、いろいろな御相談があって、窓口に見えた方の相談内容によってはそういう部分も確認する必要がある場合があるので、今回、条例のほうに追加させていただくということになります。

○健康こども部長（外川吉彦） 先ほど説明申し上げましたとおり、市民税の情報ということで、所得の状況などは見るようになりますけれども、必要な限度においてという情報しか取得いたしませんので、納付の状況等はこちらでは確認できないものであります。

○2番（成田大介委員） ちょっと聞きたいだけなのですけれども、これによって、要はその家庭の事情であったり、そういうものが、何か問題が起きたときに、非常に簡素化される、あるいははじめの抑止につながるのか、そういう、手続の簡素化というか、何かあればすぐ走っていけるような、何というか、スムーズに事が運ぶようになるということですか。

○健康こども部長（外川吉彦） 相談を受けるに当たって、やはり家庭の基本的な情報というものも分からないと対応に関してはなかなか定まらないというものがございまして。逆に、情報を知り得る手段が何もなければ提供していただかないといけなくなりますので、あくまで相談を受けるに当たっての基本的な世帯の構成とか、そういうような情報を活用しようというものでありますので、必要以上の情報を使うものではございませんので御理解いただきたいと思います。

○委員長（蒔苗博英委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蒔苗博英委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時36分 散会】